

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
6款 農林水産業費	
1項 農業費	
1目 農業総務費	
報酬	鳥取県補助金等審査会(食のみやこ鳥取県推進関係補助事業審査会) 5人 誘客促進に向けた「食のみやこ鳥取県」バージョンアップセミナー 3人
負担金、補助及び交付金	・鳥取県担い手確保・経営強化支援事業費補助金 60,000 ・鳥取県安心対策エリア版割増クーポン食事券事業費補助金 62,500 ・「食のみやこ鳥取県」バージョンアップ事業費補助金 15,000
6目 農作物対策費	
負担金、補助及び交付金	・肥料価格高騰緊急対策事業費補助金 58,000 ・鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業費補助金 230,750 ・産地生産基盤パワーアップ事業費補助金 465,800 ・ハウス強靱化による施設園芸加速化対策事業費補助金 1,650
2項 畜産業費	
2目 畜産振興費	
負担金、補助及び交付金	・鳥取県畜産クラスター事業費補助金 470,000
3項 農地費	
1目 農地総務費	
負担金、補助及び交付金	・鳥取県国土調査事業補助金 158,231 ・鳥取県東伯地区施設管理事業補助金 1,029
2目 土地改良費	
負担金、補助及び交付金	・鳥取県土地改良事業補助金(農道保全対策事業) 5,000
3目 農地調整費	
積立金	・農業構造改革支援基金積立金 50,000
4項 林業費	
2目 林業振興費	
負担金、補助及び交付金	・木材産業国際競争力強化対策事業費補助金 924,162 ・特用林産生産資材価格高騰支援事業費補助金 12,000
5目 造林費	
負担金、補助及び交付金	・鳥取県造林事業費補助金 853,823
5項 水産業費	
2目 水産業振興費	
負担金、補助及び交付金	・冷凍保管庫整備事業費補助金 189,195 ・養殖経営緊急救済事業費補助金 27,000

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

追加分

款	項	事業名	全体計画						前前年度末までの支出額	前年度末までの支出(見込)額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率	
			年度	年割額	左の財源内訳										一般財源
					特定財源										
					国庫支出金	地方債	その他								
6農林水産業費	5水産業費	栽培漁業センター管理運営費	4	千円 106,455	千円	千円 10,000	千円	千円 96,455	千円	千円 106,455	千円 106,455	千円	% 39.5		
			5	163,136		121,000		42,136				163,136	60.5		
			計	269,591		131,000		138,591			106,455	106,455	163,136	100.0	

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

変更分

款	項	事業名	全体計画							前前年度末までの支出額	前年度末までの支出(見込)額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率	
			年度	年割額	左の財源内訳				一般財源							
					特定財源											
					国庫支出金	地方債	その他									
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%		
6農林水産業費	5水産業費	特定漁港漁場整備事業費	28	2,840,000	1,893,000	938,000		9,000	145,456			145,456		0.8		
			29	5,064,500	3,376,000	1,688,000		500	3,495,284			3,495,284		18.2		
			30	2,892,051	1,928,000	964,000		51	4,094,216			4,094,216		21.3		
			元	1,930,800	1,287,200	643,000		600	3,469,739			3,469,739		18.1		
			2	2,298,377	1,532,251	766,000		126	1,593,775			1,593,775		8.3		
			3	1,872,000	1,064,000	514,000		294,000		2,141,942			2,141,942		11.1	
			4	変更前の額	206,693	77,795	35,000		93,898							
				変更額	405,000	270,000	135,000									
				計	611,693	347,795	170,000		93,898		2,569,009		2,569,009		13.4	
			5	変更前の額	842,657	561,771	252,000		28,886							
				変更額	△ 602,657	△ 401,771	△ 180,000		△ 20,886							
				計	240,000	160,000	72,000		8,000					240,000		1.3
			6	変更前の額	1,251,594	834,396	375,000		42,198							
				変更額	197,657	131,771	59,000		6,886							
				計	1,449,251	966,167	434,000		49,084					1,449,251		7.5
			計	変更前の額	19,198,672	12,554,413	6,175,000		469,259							
				変更額			14,000		△ 14,000							
				計	19,198,672	12,554,413	6,189,000		455,259	12,798,470	2,141,942	2,569,009	17,509,421	1,689,251		100.0

繰越明許費に関する調書

追加分 (単位:千円)

款	項	目	事業名	課名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳				備考	
							国庫補助金	起債	その他	一般財源		
6 農林水産業費	1 農業費	1 農業総務費	担い手確保・経営強化費 支援事業	経営支援課	60,000	60,000	60,000					
			「食のみやこ鳥取県」 バージョンアップ事業費	食のみやこ推進課	45,000	17,000				17,000		
		6 農作物対策費	鳥取型低コストハウスによる 施設園芸等推進事業費	生産振興課	230,750	230,750				138,450	92,300	
			産地生産基盤 パワーアップ事業費	生産振興課	465,800	465,800	446,800			19,000		
	ハウス強靱化による 施設園芸加速化対策事業費		生産振興課	2,000	2,000	2,000						
	2 畜産業費	2 畜産振興費	畜産クラスター施設整備事業費 (国補正)	畜産課	470,000	470,000	470,000					
			3 農地費	1 農地総務費	国土調査事業費(国補正)	農地・水保全課	158,231	158,231	105,487			52,744
	2 土地改良費	農地集積加速化費	農地集積加速化費		農地・水保全課	410,692	174,912	109,320	41,000	17,491	7,101	
			基幹水利施設更新事業費 (機械施設)	農地・水保全課	120,000	100,000	55,000	27,000	15,000	3,000		
			農道保全対策事業費 (国補正)	農地・水保全課	5,000	5,000	5,000					
			県営畑地帯総合整備事業費 (国補正)	農地・水保全課	212,326	212,326	106,163	58,000	47,773	390		
			補助事務費 (農林土地改良(国補正))	農地・水保全課	10,616	10,616		10,000		616		
			4 農地防災事業費	県営地域ため池 総合整備事業費	農地・水保全課	486,000	195,000	107,250	59,000	21,450	7,300	
		流木対策緊急整備事業費 (ため池)		農地・水保全課	20,000	19,000		19,000				
		県営特定農業用管水路等 特別対策事業費	農地・水保全課	131,000	5,000	2,750	1,000	550	700			
	県営農業用河川工作物 応急対策事業費	農地・水保全課	435,000	90,000	49,500	26,000	11,700	2,800				
	県営農地防災事業調査費 (国補正)	農地・水保全課	194,073	194,073	194,073							

繰越明許費に関する調書

款	項	目	事業名	課名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳				備考		
							国庫補助金	起債	その他	一般財源			
6 農林水産業費	3 農地費	4 農地防災事業費	県営地域ため池総合整備事業費(国補正)	農地・水保全課	340,000	340,000	187,000	115,000	37,400	600			
			県営特定農業用管水路等特別対策事業費(国補正)	農地・水保全課	80,000	80,000	44,000	27,000	8,800	200			
			県営農業用河川工作物応急対策事業費(国補正)	農地・水保全課	20,000	20,000	11,000	6,000	2,600	400			
			補助事務費(農地防災事業費(国補正))	農地・水保全課	22,000	22,000		22,000					
	4 林業費	2 林業振興費		木材産業国際競争力強化対策事業費	県産材・林産振興課	960,402	960,402	947,150			13,252		
				特用林産生産資材価格高騰支援事業費	県産材・林産振興課	12,000	12,000	12,000					
		5 造林費		造林事業費(国補正)	森林づくり推進課	853,823	853,823	600,000	253,000		823		
		6 林道費			県営森林環境保全整備林道事業費	県産材・林産振興課	314,000	244,000	121,300	92,000	20,232	10,468	
					県営農山漁村地域整備交付金林道事業費	県産材・林産振興課	156,200	140,000	70,000	53,000	10,500	6,500	
					県営道整備交付金林道整備事業費	県産材・林産振興課	340,000	340,000	204,500	84,000	42,160	9,340	
					団体営農山漁村地域整備交付金林道事業費	県産材・林産振興課	147,734	83,386	71,731			11,655	
	団体営道整備交付金林道整備事業費				県産材・林産振興課	7,150	7,150	6,500			650		
	7 治山費			県営森林環境保全整備林道事業費(国補正)	県産材・林産振興課	30,000	30,000	15,000	12,000	2,250	750		
				治山事業費(保安林改良(国補正))	森林づくり推進課	9,000	9,000	4,500	4,000		500		
	5 水産業費	2 水産業振興費		冷凍保管庫整備事業費	水産振興課	189,195	189,195	189,195					
8 漁港建設費			補助事務費(特定漁港漁場整備事業)	水産振興課	20,250	20,250		20,000		250			
農林水産部 合計					6,958,242	5,760,914	4,197,219	929,000	395,356	239,339			

(単位:千円)

繰越理由一覧

農林水産部(単位:千円)

事業名	地区名	繰越額	繰越理由
担い手確保・経営強化支援事業費		60,000	国補正により行う事業について、年度内の事業完了が困難なため。
「食のみやこ鳥取県」バージョンアップ事業費		17,000	事業所のニーズに応じて年度またぎの事業に柔軟に対応するため。
鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業費		230,750	国補正により行う事業について、年度内の事業完了が困難なため。
産地生産基盤パワーアップ事業費		465,800	国補正により行う事業について、年度内の事業完了が困難なため。
ハウス強靱化による施設園芸加速化対策事業費		2,000	国補正により行う事業について、年度内の事業完了が困難なため。
畜産クラスター施設整備事業費(国補正)		470,000	国補正により行う事業について、年度内の事業完了が困難なため。
国土調査事業費(国補正)		158,231	国補正により行う事業について、年度内の事業完了が困難なため。
農地集積加速化農地整備事業費	森藤、香取、富益、白谷	174,912	関係機関等との調整に時間を要し、年度内完了が困難となったため。
基幹水利施設更新事業費(機械設備)	東伯	100,000	関係機関等との調整に時間を要し、年度内完了が困難となったため。
農道保全対策事業費(国補正)	琴浦2	5,000	国補正により行う事業について、年度内の事業完了が困難なため。
県営畑地帯総合整備事業費(国補正)	中山3期、名和3期	212,326	国補正により行う事業について、年度内の事業完了が困難なため。
補助事務費(農林土地改良(国補正))		10,616	国補正により行う事業について、年度内の事業完了が困難なため。
県営地域ため池総合整備事業費	松谷第3、七谷	195,000	関係者等との調整に時間を要し、年度内完了が困難となったため。
流木対策緊急整備事業費(ため池)	誓願寺池	19,000	関係者等との調整に時間を要し、年度内完了が困難となったため。
県営特定農業用管水路等特別対策事業費	久米ヶ原3期	5,000	関係者等との調整に時間を要し、年度内完了が困難となったため。
県営農業用河川工作物応急対策事業費	安藤井手	90,000	関係者等との調整に時間を要し、年度内完了が困難となったため。

繰越理由一覧

農林水産部(単位:千円)

事業名	地区名	繰越額	繰越理由
県営農地防災事業調査費(国補正)	神谷奥堤、西谷第2、奥谷、下鳥池、青木池、鳥取3期(2事業)	194,073	国補正により行う事業について、年度内の事業完了が困難なため。
県営地域ため池総合整備事業費(国補正)	七谷、松谷第3、瀬戸谷池、観ノ目、谷奥、掛相	340,000	国補正により行う事業について、年度内の事業完了が困難なため。
県営特定農業用管水路等特別対策事業費(国補正)	久米ヶ原3期	80,000	国補正により行う事業について、年度内の事業完了が困難なため。
県営農業用河川工作物応急対策事業費(国補正)	光徳	20,000	国補正により行う事業について、年度内の事業完了が困難なため。
補助事務費(農地防災事業費(国補正))		22,000	国補正により行う事業について、年度内の事業完了が困難なため。
木材産業国際競争力強化対策事業費		960,402	国補正により行う事業について、年度内の事業完了が困難なため。
特用林産生産資材価格高騰支援事業費		12,000	国補正により行う事業について、年度内の事業完了が困難なため。
造林事業費(国補正)	全県	853,823	国補正により行う事業について、年度内の事業完了が困難なため。
県営森林環境保全整備林道事業費	鳥取市、倉吉市、智頭町、三朝町、南部町	244,000	資材搬入路となる林道災害復旧工事との調整等に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため。
県営農山漁村地域整備交付金林道事業費	鳥取市、智頭町、日野町、江府町	140,000	工事箇所における分収造林地について収用手続き及び地元協議等に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため。
県営道整備交付金林道整備事業費	八頭町、若桜町、智頭町	340,000	工事箇所において当初想定し得なかった土質であることが判明し、ボーリング等調査及び設計検討に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため。
団体営農山漁村地域整備交付金林道事業費	鳥取市、若桜町、三朝町、日南町、日野町	83,386	市町が実施する林道事業について、年度内完了が困難となったため。
団体営道整備交付金林道整備事業費	若桜町	7,150	市町が実施する林道事業について、年度内完了が困難となったため。
県営森林環境保全整備林道事業費(国補正)	南部町	30,000	国補正により行う事業について、年度内の事業完了が困難なため。
治山事業費(保安林改良(国補正))	北栄町	9,000	国補正により行う事業について、年度内の事業完了が困難なため。
冷凍保管庫整備事業費		189,195	国補正により行う事業について、年度内の事業完了が困難なため。

繰越理由一覧

農林水産部(単位:千円)

事業名	地区名	繰越額	繰越理由
補助事務費(特定漁港漁場整備事業)		20,250	国補正により行う事業について、年度内の事業完了が困難なため。
計		5,760,914	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	課 名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考	
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源		
							国庫支出金	地方債	その他			
令和4年度 鳥取県農業改良普及 事業	経営支援 課	千円 678		千円	令和5年度から 令和7年度まで	千円 678	千円	千円	千円	千円	678	機械警備
令和4年度 中小家畜試験場管理 運営費	中小家畜 試験場	2,550			令和5年度から 令和7年度まで	2,550					2,550	庁舎機械警備、 ダイオキシン類濃 度測定分析
令和4年度 農地集積加速化農地 整備事業	農地・水保 全課	288,000			令和5年度	288,000	180,000	67,000	12,200		28,800	ほ場整備工事等
令和4年度 基幹水利施設ストック マネジメント事業	農地・水保 全課	188,000			令和5年度	188,000	94,000	49,000	39,480		5,520	ポンプ更新工事 等
令和4年度 内水面漁業研究事業	栽培漁業 センター	3,234			令和5年度から 令和7年度まで	3,234					3,234	水質観測システ ムの保守管理運 用業務

条例名等	鳥取県税条例及び鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 森林環境保全税の廃止及び豊かな森づくり協働税の新設のため所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 鳥取県附属機関条例の一部改正 （1）知事の附属機関のうち鳥取県森林環境保全税関連事業評価委員会を廃止する。 （2）知事の附属機関として鳥取県豊かな森づくり協働税関連事業評価委員会を設置する。</p> <p>3 施行期日等 施行期日は、令和5年4月1日とする。</p>

【参考】

令和4年度末で適用期間が終了する森林環境保全税を廃止して、豊かな森づくり協働税を新設し、その適用期間を5年とする。また、当該豊かな森づくり協働税に係る県民税の均等割の税率の特例について定める。

(豊かな森づくり協働税を新設する理由)

検討会での議論等を踏まえ以下の点を考慮し、豊かな森づくり協働税を新設するもの。

- ・本県の森林には、間伐の遅れの解消や竹林面積の減少等の今後も取り組んでいかなければならない課題があり、県税により安定した財源を確保していくことが必要。
- ・森林環境税（国税）とのすみ分けにより整理した、「県民による森づくり」と「豊かな森林の次代への継承」という県税の趣旨を、県民に確実に示していくことが必要。
- ・県民参加の推進や県民理解を深める活動を展開するべき。
- ・県税の認知度を高めるとともに、より親しみやすく、県民参加型森づくりをイメージしやすくなるような名称への変更が望ましい。

⇒県民の参画と協働を一層推し進めた森づくりを行うため、国税とのすみ分けを踏まえ趣旨や用途を整理し名称を新たにした豊かな森づくり協働税を新設することとする。

＜豊かな森づくり協働税の概要＞

項目		概要
課税方式		県民税均等割 超過課税方式
納税義務者		県民税均等割を納税する個人及び法人
税率	個人	年間500円
	法人	県民税均等割額の5%相当額 (資本金等の額に応じ、年間1,000円～40,000円)
適用期間		令和5年度から令和9年度まで（5年間）

＜豊かな森づくり協働税と森林環境税との整理＞

区分	主な役割	主な用途	具体的な施策（案）
豊かな森づくり協働税（県税）	県民による森づくりを支援	県民みんなで協働して森づくりを推進	【里山保全】 ・地域住民やNPO等と事業者が共に行う里山の保全や森林の再生を推進する。 【県民参加の森づくり】 ・県民の森づくりへの参加を促し、森づくりの意義や県税に対する理解と関心を高めるための活動を推進する。 【若年層への普及啓発】 ・子どもの森林環境学習を展開し、森林を守り育てる運動を推進する。
		豊かな森と里山を次代へ継承	【健全な森づくり】 ・人工林間伐や作業道整備等を推進する。 【竹林対策】 ・竹林の放置を解消し、里山の荒廃を防止する。
森林環境税（国税）	市町村による公的な森林整備を推進	・森林の整備（管理放棄された森林の間伐など） ・森林整備を担う人材の育成・確保 ・木材の利用の促進（公共施設の木造化）等	

鳥取県税条例及び鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

(鳥取県税条例の一部改正)

第1条 略

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

第2条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県森林審議会	森林法（昭和26年法律第249号）第68条第2項に規定する事項	鳥取県森林審議会	森林法（昭和26年法律第249号）第68条第2項に規定する事項
鳥取県森林環境保全税関連事業評価委員会	鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第53条の21に規定する豊かな森づくり協働税の用途に関する事項	鳥取県森林環境保全税関連事業評価委員会	鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第53条の21に規定する森林環境保全税の用途に関する事項
鳥取県森林病虫害等（松くい虫）防除連絡協議会	松くい虫防除の実施基準の策定その他の松くい虫防除の適正かつ円滑な実施に必要な事項	鳥取県森林病虫害等（松くい虫）防除連絡協議会	松くい虫防除の実施基準の策定その他の松くい虫防除の適正かつ円滑な実施に必要な事項
略		略	

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中鳥取県税条例目次の改正規定及び第2章第1節第7款の改正規定並びに第2条の規定は令和5年4月1日から、第1条中鳥取県税条例第232条の改正規定は規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の日前に改正前の鳥取県税条例第24条の4第4項に規定する特定非営利活動法人ハーモニカレッジに対して支出した寄附金については、同項の規定は、なおその効力を有する。
- 令和4年度までの各年度分の個人の均等割の税率の特例及び令和5年3月31日までに開始する各事業年度（地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第3号に掲げる法人にあっては、令和5年3月31日までの期間）に係る法人の均等割の税率の特例については、なお従前の例による。

条 例 名 等	鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例													
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 鳥取県宮境港水産物地方卸売市場に設置されている魚体選別機の廃止に伴い、市場施設の内容及びその使用料について定める規定中、魚体選別機に係るものを削るものである。</p> <p>2 概 要 次の表の区分の欄に掲げる市場施設の利用について、使用料を廃止する。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">魚体選別機</td> <td>選別部</td> <td>使用重量1キログラムにつき</td> <td>2円</td> </tr> <tr> <td>フィッシュポンプ</td> <td>使用重量1キログラムにつき</td> <td>50銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 施行期日は、公布の日とする。</p>	区分		使用料		単位	金額	魚体選別機	選別部	使用重量1キログラムにつき	2円	フィッシュポンプ	使用重量1キログラムにつき	50銭
区分				使用料										
		単位	金額											
魚体選別機	選別部	使用重量1キログラムにつき	2円											
	フィッシュポンプ	使用重量1キログラムにつき	50銭											

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条の2、第16条関係）				別表（第2条の2、第16条関係）			
区分		使用料		区分		使用料	
		単位	金額			単位	金額
卸売 業務 施設	略			卸売 業務 施設	略		
	仲卸業務の ための利用	使用面積1平 方メートルに つき1月	830円		仲卸業務の ための利用	使用面積1平 方メートルに つき1月	830円
魚体 選別 機	選別部	使用重量1キ ログラムにつ き	2円	魚体 選別 機	選別部	使用重量1キ ログラムにつ き	2円
	フィッシュ ポンプ	使用重量1キ ログラムにつ き	50銭		フィッシュ ポンプ	使用重量1キ ログラムにつ き	50銭
略				略			
備考				備考			
1～5 略				1～5 略			
<u>6</u> 略				<u>6</u> 使用重量に1キログラム未満の端数があるときは、1キログラムとして計算するものとする。			
<u>7</u> 略				<u>7</u> 略			
<u>8</u> 略				<u>8</u> 略			
				<u>9</u> 略			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。